

横浜市行政不服審査会答申
(第99号)

令和3年4月20日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分（令和元年7月5日付け中生支第●号（令和3年1月8日付け中生支第4〇号による更正後のもの。以下「処分1」という。）及び令和元年7月5日付け中生支第■号（令和3年1月8日付け中生支第□号による更正後のもの。以下「処分2」という。））。以下これらの処分を併せて「本件処分」という。）」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人につき、平成27年8月から同29年11月までの間に合計590,091円（後に558,901円に変更）、同30年4月及び5月に合計24,110円（後に21,010円に変更）の認定を受けた収入があったにもかかわらず、審査請求人がこれについて生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第61条に基づく届出をしないまま生活保護費を受給したとして、横浜市中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、法第78条第1項に基づいて前記収入に相当する額を徴収する旨の本件処分を行ったところ、審査請求人が、前記収入に相当する額のうち、平成29年8月から11月までに就労収入として認定を受けた合計474,793円（後に478,103円に変更）を除く部分の収入（以下「本件収入」という。）について、自己の家計に残っているものはないなどとして処分1については変更を、処分2については取消しを求めている事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

本件収入は、①知人からの依頼を受けて物品等を購入した際の購入費及びライブチケット代の立替金の支払いを受けたもの、②親族から生活費等の不足を理由として一時的に援助を受けたもの、③知人から破産の申立てをしたためお金を預かって欲しいと預けられたものであるが、①については、同額の物品等の購入費及びライブチケット代を自らが負担しているため、②については、援助等を受けたものの後日返しているため、③については知人の子に返しているため、自らの家計に残っている金員はなく、これを収入として徴収を受けるのは納得がいかない。

本件処分は、違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

本件収入が法第 61 条に定める「収入」に該当することは明らかであり、審査請求人には、法第 61 条の届出義務に反する事実が認められる。

そして、審査請求人は、処分庁により届出義務の説明を受けていたにもかかわらず、本件収入について一切届出をしておらず、審査請求人に不正受給の意図がなかったとも、本件収入について届出をしなかったことについてやむを得ない理由があったとも認められない。

したがって、審査請求人には、法第 78 条第 1 項違反の事実が認められ、本件収入の額を費用徴収の対象とした。

よって、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件収入が法第 61 条の申告すべき「収入」に当たるか

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定め、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への届出義務を課している。同条が被保護者に対して収入を申告する義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して保護の適正を図るためと解される。そして、保護実施機関が職権により被保護者の状況を調査し、把握するとしても、それだけでは、被保護者の状況を把握しきれないところも生じうるなどからすれば、被保護者の届出は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に欠くことができないもの

であって、適正な保護の実施に当たって、不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすると、被保護者が収入を申告するに当たっては、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要である。そうすると、被保護者が法第 61 条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実に利用可能な財産が増加するものであれば、その法的性質や原因のいかんは問わない（ただし、保護費は除外される。）と考えるべきであり、後日、保護実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の対象となるものについても、法第 61 条の「収入」に当たり、申告の対象となる。

これを本件についてみると、本件収入は、いずれも実際に審査請求人名義の銀行口座に第三者から入金された金員であるから、現実に利用可能な財産が増加していることは明らかであって、法第 61 条の収入に該当するといえる。

よって、本件収入は、いずれも法第 61 条の収入として申告の対象となるべきものであり、審査請求人には、それを怠った届出義務違反の事実が認められる。

(2) 法第 78 条第 1 項違反の有無

法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めるところ、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される。被保護者が本来申告すべき収入を申告せず、隠匿していたというためには、当該被保護者において当該収入が法第 61 条の届出義務の対象となるべき収入に該当することを認識又は認識すべきであったにもかかわらず、これを申告しなかったという事実が認められなければならない。

これを本件についてみると、審査請求人は、平成 26 年 9 月 30 日、生活保護受給開始に伴って、「生活保護のしおり」（以下「しおり」という。）及

び「不正受給にならないためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）の交付を受けるとともに、その内容について職員から口頭で説明を受け、その内容を理解したことを示す「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」と題された書面に署名押印しているところ、しおりの中には、申告をすべき場合として「仕送りを受けるようになったとき」、「その他臨時収入があったとき」との記載があり、ハンドブックの中には、やはり申告をすべき場合として「家族からの仕送り」、「生活保護受給中に行った借入（借金）」、自らの資産を「売却したとき」等の記載がある。

これらの記載からすれば、生活保護受給中に親族から援助を受けた場合や他人に物品等及びライブチケットを売却して得た対価、知人からの預り金についてはこれを収入として申告すべき義務があることを認識すべきであると言える。

以上から、本件収入を申告しなかった審査請求人に法第78条第1項を適用し、本件収入の徴収を決定した本件処分は適法なものというべきである。

(3) 本件処分の妥当性について

上記のとおり、本件処分は適法と認められるところ、本件審理に現れた事情を総合しても、本件処分を不当として変更すべき理由は認められない。

(4) 結語

以上から、本件処分は適法かつ妥当なものである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年9月30日	・ 審理手続の併合通知 ・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和元年10月21日	・ 弁明書等受理
令和元年10月24日	・ 物件受理
令和元年10月28日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和元年11月26日	・ 物件の提出依頼及び質問書の送付（処分庁）
令和元年12月4日	・ 物件及び回答書の受理（処分庁）
令和元年12月16日	・ 反論書の提出再依頼、物件提出依頼及び質問書の送付
令和2年1月9日	・ 反論書及び回答書の受理
令和2年2月13日	・ 物件の受理（審査請求人）
令和2年3月3日	・ 反論書の送付及び再弁明書等の提出依頼
令和2年3月24日	・ 再弁明書の受理
令和2年4月1日	・ 再弁明書の送付及び再反論書等の提出依頼
令和2年6月17日	・ 提出書類等閲覧等請求書の受理
令和2年6月29日	・ 提出書類等の閲覧等の決定
令和2年7月10日	・ 再反論書等の受理
令和2年7月14日	・ 再反論書の送付及び再々弁明書等の提出依頼
令和2年8月5日	・ 再々弁明書の受理
令和2年8月13日	・ 再々弁明書の送付及び再々反論書等の提出依頼
令和2年9月10日	・ 資料の提出依頼（処分庁）
令和2年9月14日	・ 資料の受理（処分庁）
令和3年1月20日	・ 物件の提出依頼及び質問書の送付（処分庁）
令和3年2月3日	・ 物件及び回答書の受理（処分庁）
令和3年3月3日	・ 審理手続の終結
令和3年3月9日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年3月23日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年4月20日	・ 調査審議